



鳥取県公報

平成12年 3月31日(金)
号外第23号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県情報公開条例施行規則（県民室）…………… 4
- ◇ 告 示 審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（ク）……………16
- ◇ 選管規則 鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程を廃止する規則……………17
- ◇ 教委規則 鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則を廃止する規則（総務課）……………18
- ◇ 人委規則 鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則を廃止する規則（総務課）……………18
- ◇ 海区漁調 鳥取海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開に関する規程の廃止……………18
- 委告示
- ◇ 内水面漁 鳥取県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程の廃止……………19
- 管委告示
- ◇ 企業局管 鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程を廃止する規程（総務課）……………19
- 理規程
- ◇ 病院局管 鳥取県営病院事業の管理者が管理する公文書の公開に関する規程を廃止する規程（総務課）…19
- 理規程
- ◇ 収用委員 鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則を廃止する規則……………20
- 会規則
- ◇ 地労委告 鳥取県地方労働委員会が管理する公文書の公開に関する規程の廃止……………20
- 示
- ◇ 監査委員 鳥取県監査委員が監理する公文書の公開に関する規程を廃止の廃止……………20
- 告示

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県情報公開条例施行規則

1 趣旨（第1条関係）

この規則は、鳥取県情報公開条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 開示請求の方法（第2条関係）

(1) 請求書の提出する方法以外の請求の方法は、電子計算機を使用して県の情報ページに電気通信回線を通じて接続し、表示される請求書に必要な事項を入力し、入力した情報を県の使用する電子計算機に送信する方法とする事とした。

(2) 1の開示請求は、県の使用する電子計算機に情報が着信したことを実施機関が確認したときに開示請求があったものとみなす事とした。

3 公文書の開示請求書（第3条関係）

(1) 公文書開示請求書の様式を定める事とした。

(2) 条例に記載されたもの以外に公文書開示請求書に記載する事項は、次のとおりとする事とした。

ア 開示請求者の資格

イ 開示の方法

ウ 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するものについては、そのものの有する利害関係の内容

4 公文書の開示決定等の通知書（第4条関係）

公文書の開示請求に対する決定等に係る次に掲げる通知書の様式を定めることとした。

- (1) 決定期間延長通知書
- (2) 公文書開示決定通知書
- (3) 公文書部分開示決定通知書
- (4) 公文書非開示決定通知書
- (5) 公文書不存在決定通知書
- (6) 決定期間特例延長通知書

5 開示の実施等（第5条関係）

- (1) 公文書の開示は、開示請求に係る公文書の写しを開示請求者に送付する場合を除き、実施機関が通知書に記載する開示の日時及び場所において行うこととした。
- (2) 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とすることとした。
- (3) 電磁的記録の開示の方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とすることとした。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 フレキシブルディスクに記録され、又は記録され得るもの	用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又はフレキシブルディスクに複写したものの交付
2 録音テープ及びビデオテープに記録されたもの	視聴又は録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付
3 映画フィルム、録音ディスク及び録画ディスクに記録されたもの	視聴
4 1から3までに掲げるもの以外のもの	用紙に出力したものの閲覧又は交付

- (4) 実施機関は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができることとした。

6 個人に関する情報（第6条関係）

- (1) 条例第9条第2号ウに規定する公務員の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報は、次のとおりとすることとした。

ア 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報

イ 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が予見される情報

- (2) 条例第9条第2号エに規定する公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報は、次のとおりとすることとした。

ア 会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る支出負担行為書、支出仕訳書又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支出の内容

イ 交際費の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となった者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支出の内容

7 事案の移送通知書（第7条関係）

事案の移送通知書の様式について定めることとした。

8 第三者に対する意見書提出の機会の付与等を要しない情報（第8条関係）

第三者に対する意見書提出の機会の付与等を要しない情報は、6の(2)に掲げる情報とすることとした。

9 費用負担の額（第9条関係）

物品の供与を受けるものが負担しなければならない費用の額は、次の表のとおりとすることとした。

区 分	金 額	
公文書の写しその他の物品の作成に要する費用	文書、図画若しくは写真を複写したもの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複写したもの	単色刷りの場合 1枚につき20円 複色刷りの場合 1枚につき90円
	写真フィルムを印画したもの	1枚につき 30円
	スライドを印画したもの	1枚につき130円
	スライドを複写したもの	1枚につき210円
	フレキシブルディスクに複写したもの	1枚につき 50円
	ビデオテープに複写したもの	1巻につき170円
	録音テープに複写したもの	1巻につき130円
	公文書の写しその他の物品の送付に要する費用	郵送に要する郵便料金の額

備考 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。

10 指針の公表（第10条関係）

会議の公開に関する指針の公表は、鳥取県公報に登載して行うこととした。

11 運用状況の公表

条例の運用状況の公表は、鳥取県公報に登載して行うこととした。

12 施行期日

この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

13 経過措置

第6の2の(1)の規定は、平成11年8月1日以後に作成され、又は取得された公文書について適用することとした。

規 則

鳥取県情報公開条例施行規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第8号

鳥取県情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求の方法)

第2条 条例第6条第1項の規則で定める方法は、電子計算機を使用して県の情報ページに電気通信回線を通じて接続し、表示される請求書に同項各号に掲げる事項を入力し、入力した情報を県の使用する電子計算機に送信する方法とする。

2 前項に規定する方法による開示請求は、県の使用する電子計算機に情報が着信したことを実施機関が確認したときに開示請求があったものとみなす。

(公文書開示請求書)

第3条 条例第6条第1項の請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）のとおりとする。

2 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求者の資格

(2) 開示の方法

(3) 開示請求者が条例第5条第5号に掲げるものであるときは、そのものの有する利害関係の内容

(公文書開示決定通知書等)

第4条 条例第7条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第7条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第3号）

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第4号）

(3) 公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書非開示決定通知書（様式第5号）

(4) 条例第12条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 公文書開示請求拒否決定通知書（様式第6号）

(5) 公文書を保有していない旨の決定 公文書不存在決定通知書（様式第7号）

3 条例第7条第4項の規定による通知は、決定期間特例延長通知書（様式第8号）により行うものとする。

(開示の実施等)

第5条 公文書の開示は、開示決定に係る公文書の写しを開示請求者に対して送付する場合を除き、実施機関が前条第2項第1号又は第2号に定める通知書に記載する開示の日時及び場所において行う。

2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

3 条例第8条第2項の規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電 磁 的 記 録 の 種 別	開 示 の 実 施 の 方 法
1 フレキシブルディスクに記録され、又は記録され得るもの	用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又はフレキシブルディスクに複写したものの交付
2 録音テープ又はビデオテープに記録されたもの	視聴又は録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付
3 映画フィルム、録音ディスク又は録画ディスクに記録されたもの	視聴
4 1から3までに掲げるもの以外のもの	用紙に出力したものの閲覧又は交付

4 実施機関は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

(個人に関する情報)

第6条 条例第9条第2項第2号ウの規則で定める情報は、次のとおりとする。

- (1) 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報
- (2) 開示することにより、当該公務員に対する暴行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が予見される情報

2 条例第9条第2項第2号エの規則で定める情報は、次のとおりとする。

- (1) 会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第38条の2第1項に規定する支出負担行為書、同規則第40条第1項に規定する支出仕訳書（これらに相当する公文書を含む。）又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支出の内容
- (2) 交際費の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となった者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支出の内容

(事案移送通知書)

第7条 条例第13条第1項の規定による通知は、事案移送通知書（様式第9号）により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等を要しない情報)

第8条 条例第14条第2項第2号の規則で定める情報は、第6条第2項各号に掲げる情報とする。

(費用負担の額)

第9条 物品の供与を受けるものが条例第17条の規定により負担しなければならない費用の額は、別表のとおりとする。

(指針の公表)

第10条 条例第37条第2項の規定による指針の公表は、鳥取県公報に登載して行うものとする。

(運用状況の公表)

第11条 条例第41条の規定による条例の運用状況の公表は、鳥取県公報に登載して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 知事が管理する公文書の公開に関する規則（昭和63年鳥取県規則第52号）
- (2) 鳥取県公文書公開審議会規則（昭和63年鳥取県規則第53号）

(経過措置)

3 第6条第2項第2号の規定は、平成11年8月1日以後に作成され、又は取得された公文書について適用する。

別表 (第9条関係)

区 分		金 額
公文書の写しその他の物品の作成に要する費用	文書、図画若しくは写真を複製したもの又は電磁的記録を出力した用紙若しくは当該用紙を複製したもの	単色刷りの場合 1枚につき20円 複色刷りの場合 1枚につき90円
	写真フィルムを印画したもの	1枚につき 30円
	スライドを印画したもの	1枚につき130円
	スライドを複製したもの	1枚につき210円
	フレキシブルディスクに複製したもの	1枚につき 50円
	ビデオテープに複製したもの	1巻につき170円
	録音テープに複製したもの	1巻につき130円
	公文書の写しその他の物品の送付に要する費用	郵送に要する郵便料金の額

備考 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。

様式第1号 (第3条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

職 氏 名 様

鳥取県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号
 住 所
 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
 氏 名
 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 連絡先(電話番号) 自 宅
 勤務先

請求者の資格	<input type="checkbox"/> 県の区域内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先名 所在地) <input type="checkbox"/> 県の区域内に所在する学校に在学する者 (学校名 所在地) <input type="checkbox"/> 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (事務所又は事業所の名称 所在地) <input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの (利害関係の内容)
公文書の件名 又は内容	
開示の方法	(1) 閲 覧 (2) 写しの交付(郵送の希望の有無 有・無) (3) 視 聴
※ 受付年月日	年 月 日
※ 担 当 課	
備 考	

注 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第2号 (第4条関係)

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

公文書の件名	
鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	(電話)
備考	

様式第3号 (第4条関係)

公 文 書 開 示 決 定 通 知 書

第 号

様

年 月 日付で請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 () 午前 時から 午後 時まで
開示の場所	
開示の方法	(1) 閲 覧 (2) 写しの交付 (3) 視 聴
担 当 課	(電話)
備 考	

注 1 開示の日時が都合の悪い場合は、開示の日までに担当課に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

様式第4号 (第4条関係)

公 文 書 部 分 開 示 決 定 通 知 書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

公文書の件名	
開示しない部分	
開示しない理由	鳥取県情報公開条例第9条第2項第 号に該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
開示の日時	年 月 日 () 午前 時から 午後 時まで
開示の場所	
開示の方法	(1) 閲 覧 (2) 写しの交付 (3) 視 聴
担 当 課	(電話)
備 考	

注1 開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。

2 開示の当日は、この通知書を持参してください。

3 ※印の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日を記入してあります。開示を希望する場合には、当該期日以後改めて請求してください。

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。

様式第5号 (第4条関係)

公 文 書 非 開 示 決 定 通 知 書

第 号

様

年 月 日付で請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

公文書の件名	
開示しない理由	鳥取県情報公開条例第9条第2項第 号に該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担 当 課	(電話)
備 考	

注 ※印の欄には、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日を記入してあります。開示を希望する場合には、当該期日以後改めて請求してください。

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名) に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

様式第6号 (第4条関係)

公 文 書 開 示 請 求 拒 否 決 定 通 知 書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第12条の規定により、次のとおりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否することを決定したので、同条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

公文書の件名	
開示請求を拒否する理由	鳥取県情報公開条例第12条第 号に該当
担当課	(電話)
備考	

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名) に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

様式第7号 (第4条関係)

公 文 書 不 存 在 決 定 通 知 書

第 号

様

年 月 日付で請求のあった公文書の開示請求については、次のとおりその公文書を保有していないので、鳥取県情報公開条例第7条第3項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

公文書の件名	
公文書を保有していない理由	
担 当 課	(電話)
備 考	

(教示)

この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関名)に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

様式第8号 (第4条関係)

決 定 期 間 特 例 延 長 通 知 書

第 号

様

年 月 日付で請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第7条第4項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

公文書の件名	
開示請求に係る公文書のうち開示請求があった日から起算して45日以内に開示決定等をする部分	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日
鳥取県情報公開条例第7条第4項を適用する理由	
担 当 課	(電話)
備 考	

様式第9号 (第7条関係)

事 案 移 送 通 知 書

第 号

様

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示請求については、鳥取県情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

年 月 日

職 氏 名

公文書の件名	
移送を受けた 実施機関	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
担 当 課	(電話)
備 考	

告 示

鳥取県告示第218号

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第37条2項の規定に基づき、次のとおり会議の公開に関し準拠すべき指針を定めたので、告示する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針**1 趣旨**

この指針は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「公開条例」という。）第37条第2項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により公開することができないとされている場合を除き、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 公開条例第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、3の会議の公開の基準に基づき、当該審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等が会議を公開しないことを決定したときは、当該審議会等は、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。
- (4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項を記載した書面を県民室及び各県民局（以下「県民室等」という。）で閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。

い。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時
- (3) 開催の場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開(一部非公開を含む。)の別及び非公開の場合にあっては、その理由
- (6) 傍聴者の定員
- (7) 傍聴手続
- (8) 問い合わせ先

7 会議録及び会議資料の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の終了後、速やかに、会議録及び会議資料を県民室等及び担当課で閲覧に供するとともに、会議録をとりネットに掲載するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、法令等の規定により公開できない情報及び公開条例第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議録の概要を公開しなければならない。

8 審議会等調書の作成及び公開

- (1) 実施機関は、毎年4月1日現在における審議会等の名称、設置根拠及び事務の内容を記載した資料(以下「審議会等調書」という。)を作成し、同月15日までに総務部長に提出しなければならない。
- (2) 実施機関は、年度途中で新たに審議会等を設置した場合は、速やかに審議会等調書を作成し、総務部長に提出しなければならない。
- (3) (1)又は(2)により提出された審議会等調書は、県民室等で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

10 施行期日

この指針は、平成12年4月1日から施行する。

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程を廃止する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程を廃止する規則

鳥取県選挙管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程(昭和63年鳥取県選挙管理委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第6号

鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則を廃止する規則

鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則（昭和63年鳥取県教育委員会規則9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

人事委員会規則

鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第3号

鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則を廃止する規則

鳥取県人事委員会が管理する公文書の公開に関する規則（昭和63年鳥取県人事委員会規則第17号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開に関する規程（昭和63年鳥取海区漁業調整委員会告示第4号）は、平成12年 3月31日限り廃止する。

平成12年 3月31日

鳥取海区漁業調整委員会会長 植 田 健 二

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

鳥取県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開に関する規程（昭和63年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号）は、平成12年3月31日限り廃止する。

平成12年3月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

企業局管理規程

鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程を廃止する規程

鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程（昭和63年鳥取県企業管理規程第6号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県営病院事業の管理者が管理する公文書の公開に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局管理規定第2号

鳥取県営病院事業の管理者が管理する公文書の公開に関する規程を廃止する規程

鳥取県営病院事業の管理者が管理する公文書の公開に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第5号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

収用委員会規則

鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

鳥取県収用委員会規則第1号

鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則を廃止する規則

鳥取県収用委員会が管理する公文書の公開に関する規則（昭和63年鳥取県収用委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第1号

鳥取県地方労働委員会が管理する公文書の公開に関する規程（昭和63年鳥取県地方労働委員会告示第2号）は、平成12年 3月31日限り廃止する。

平成12年 3月31日

鳥取県地方労働委員会会長 田 村 康 明

監査委員告示

鳥取県監査委員告示第1号

鳥取県監査委員が管理する公文書の公開に関する規程（昭和63年鳥取県監査委員告示第1号）は、平成12年 3月31日限り廃止する。

平成12年 3月31日

鳥取県監査委員 秋 田 直 武
鳥取県監査委員 船 越 英 男
鳥取県監査委員 奥 田 保 明
鳥取県監査委員 松 田 一 三